

【居住誘導区域の設定】についての補足説明

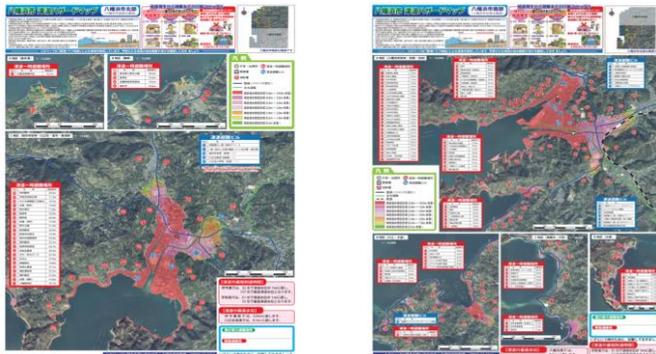
本市は、山が海に迫る平地の乏しい地形であるため、平地のほとんどが市街化され、明治以前からの数次の埋め立てにより市街地を拡大し、都市の開発を進めてきたことから、中心市街地に都市機能が集約した都市形状となっている。

八幡浜市立地適正化計画(5-1居住誘導区域の設定)では、居住誘導区域の設定方針を「八幡浜市における居住誘導区域は、現況で人口密度が際立って高く都市がコンパクトに収まっている用途地域内において、次の条件を満たす区域とする。」とし、①災害の危険の高い区域でないことを条件の一つとしているが、都市計画運用指針において「居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき」とされる区域についても、「災害リスクについても住民に対して周知する等の措置を検討する。」とした上で、居住誘導区域に設定している。

居住誘導区域に関して、将来にわたって確実性・迅速性の高い避難ができる環境を構築するため、次のような措置を講じていくことを補足する。

① 災害リスク情報の住民周知（防災知識の普及）

市内全戸に「八幡浜市津波ハザードマップ」を配布（平成 25 年度）、市HPにて各種防災情報を公開する等、災害リスクに関する最新情報を住民へ周知する。



○津波ハザードマップ：<http://www.city.yawatahama.ehime.jp/docs/2014110500075/>

○各種防災情報：<http://www.city.yawatahama.ehime.jp/bunya/bosaigai/>

② 避難所運営マニュアルの整備（避難所・避難場所の周知徹底）

過去の災害時の避難所運営のあり方を見直すため、避難所運営マニュアルを策定する。（平成 28 年度予定）また、市内の学校教員、公民館役員、自主防災会、消防関係等が参加する「八幡浜市防災教育連絡推進協議会」（毎年 1 回開催）における平成 28 年度の研修では、初めてHUG（避難所運営ゲーム）を実施し、避難所運営に携わる各機関で情報の共有を図った。各自主防災会や関係機関と合同のHUG研修を継続して実施し、避難所運営マニュアルと合わせ、各地区における避難所運営方法を構築していくことで、避難所における良好な生活環境の確保を図る。



③ 避難訓練など（迅速な避難啓発、防災訓練の実施）

八幡浜市全域を対象とした防災訓練を年1回実施、土砂災害警戒区域等の区域内に所在する要配慮者利用施設を対象とした土砂災害に対する防災訓練を年1回実施（出水期前）、また、夜間訓練や防災フェアなどを各自主防災会で計画し年1回程度実施している。

こういった避難訓練を実施していくことで、適切な避難行動の実施を図る。



④ 避難路等の整備

津波浸水想定区域における一時避難ルートへの安全確保を図るため、平成24年～平成25年度にかけて避難路・手すり・外灯・標識版等、計90箇所の整備が完了している。

今後は「八幡浜市津波緊急避難路等整備事業補助金交付要綱」（平成29年度に施行予定）により、申請のあった地域（要審査）について補助金を交付していくことで、避難路や避難場所の整備実施し、防災・減災対策に努める。



○津波一時避難場所マップ：<http://www.city.yawatahama.ehime.jp/docs/2014080500181/>

⑤ 各種公共事業における防災対策

「市立八幡浜総合病院整備」におけるヘリポートの設置や「八幡浜港フェリー埠頭再整備」における新規ターミナルビルの避難タワーとしての位置付けなど、各種公共事業において防災対策の施設整備に努める。



※ 本計画の上位計画である「八幡浜市総合計画」では、ハード整備だけでなく、迅速な避難についての啓発や避難所・避難場所の周知徹底を図るなどのソフト面の取組などを基本方針の一つとしている。また、「八幡浜市地域防災計画」においても、防災思想・知識の普及や防災訓練の実施を災害予防対策の一つとして定め、これらを推進することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。